

(平成26年1月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

中部（愛知）厚生年金 事案 8245（愛知厚生年金事案 4831 の再申立て）

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①のうち、平成8年12月1日から9年1月6日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を8年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間②のうち、平成9年1月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から10年1月までの期間、同年3月から同年7月までの期間及び同年9月から同年12月までの期間は22万円、11年9月及び同年10月は24万円、同年11月は22万円、同年12月は36万円、12年1月は20万円、同年2月及び同年3月は19万円、同年4月から同年6月までは20万円、同年7月は19万円、同年8月から同年11月までは20万円、同年12月は19万円、13年1月から14年4月までは20万円、同年5月は22万円、同年6月から同年8月までは20万円、同年9月は24万円、同年10月から15年4月までは20万円、同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年10月から16年6月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成10年2月、同年8月及び15年7月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②のうち、平成9年1月から10年12月までの期間及び11年9月から16年6月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 平成8年10月18日から9年1月6日まで
② 平成9年1月から16年6月まで

申立期間①について、前回の調査では認められなかったが、A社の元役員が当時の資料を保管していると聞いたので、再度調べて、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、標準報酬月額が実際の給与より低額になっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは認められるものの、i) 複数の同僚の証言及びオンライン記録から、同社では当該期間当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえること、ii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は死亡しているため、同社の当該期間における厚生年金保険の取扱いが確認できないこと、iii) 申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成22年12月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の調査では認められなかったが、A社の元役員が当時の資料を保管していると聞いたので、再度調べて、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」として、再度申立てを行っている。

今回、申立人の新たな主張に基づき、A社の元役員に照会した結果、新たな資料として「平成8年分賃金台帳」が提出されたところ、当該賃金台帳により、申立人は、申立期間①のうち、平成8年12月1日から9年1月6日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が

無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成8年10月18日から同年12月1日までに
ついては、上記賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除さ
れていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認
できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②のうち、平成9年1月から10年1月までの期間、同年3月か
ら同年7月までの期間、同年9月から同年12月までの期間、11年9月から
15年6月までの期間及び同年10月から16年6月までの期間について、前
述の元役員から提出された給与明細書(控)及び賃金台帳(以下「給与明細書
等」という。)により、申立人は、当該期間において、15万円から38万円
までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、14万2,000円から36万円
までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除
されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律
(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これ
に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい
たと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報
酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方
の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において
確認できる給与額又は保険料控除額から、平成9年1月から同年9月までは
14万2,000円、同年10月から10年1月までの期間、同年3月から同年7
月までの期間及び同年9月から同年12月までの期間は22万円、11年9月
及び同年10月は24万円、同年11月は22万円、同年12月は36万円、12
年1月は20万円、同年2月及び同年3月は19万円、同年4月から同年6月
までは20万円、同年7月は19万円、同年8月から同年11月までは20万円、
同年12月は19万円、13年1月から14年4月までは20万円、同年5月は
22万円、同年6月から同年8月までは20万円、同年9月は24万円、同年
10月から15年4月までは20万円、同年5月は22万円、同年6月は20万
円、同年10月から16年6月までは22万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成10年2月、同年8月及び15年7月から同
年9月までの期間について、給与明細書等により、申立人は、当該期間にお
いて、その主張する標準報酬月額(22万円)に基づく厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②のうち、平成9年1月から10年12月までの期間及び11年9月から16年6月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成11年1月から同年8月までについては、前述の元役員から提出された給与明細書等により、事業主が申立人の給与から控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、23万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は26万5,000円、申立期間③は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 25 日
② 平成 18 年 12 月 22 日
③ 平成 19 年 8 月 24 日

申立期間について、A社から賞与の支給がされていたにもかかわらず、記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、25万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、23万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、23万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は26万5,000円、申立期間③は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は無く、不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8247

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 17 年 3 月 30 日は 5 万 9,000 円、同年 8 月 12 日は 24 万 5,000 円、18 年 8 月 11 日は 27 万 7,000 円、同年 12 月 27 日は 3 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 3 月
② 平成 17 年 8 月
③ 平成 18 年 8 月
④ 平成 18 年 12 月

平成 17 年 3 月、同年 8 月、18 年 8 月及び同年 12 月の賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「17. 3月決算賞与」の資料、被保険者賞与支払一覧、支給控除一覧表及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記「17. 3月決算賞与」の資料、被保険者賞与支払一覧、支給控除一覧表又は源泉徴収簿のいずれかにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 5 万 9,000

円、申立期間②は 24 万 5,000 円、申立期間③は 27 万 7,000 円、申立期間④は 3 万 2,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間①に係る賞与の支給日については、A社から提出された源泉徴収簿から、申立期間①は平成 17 年 3 月 30 日、申立期間②、③及び④に係る賞与の支給日については、申立人から提出された預金通帳の写しから、申立期間②は同年 8 月 12 日、申立期間③は 18 年 8 月 11 日、申立期間④は同年 12 月 27 日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8248（愛知厚生年金事案 808 及び 3732 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和29年4月10日、資格喪失日は同年6月12日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月から同年11月まで
② 昭和31年1月から同年6月まで
③ 昭和54年4月から60年1月まで

私は、申立期間①にA社、申立期間②にB社(現在は、C社)、申立期間③についてはD社の派遣先であるE社で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当初、申立人は昭和29年4月10日に被保険者資格を取得したとされていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年6月27日）の後の同年7月16日付けで、遡って資格取得の取消処理が行われている上、同僚4人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

しかし、前述の申立人が昭和29年4月10日に資格取得した旨の事務処理が同年6月11日に行われていることが確認できることから、申立人は、同日まではA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、資格取得日を遡って取り消す合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格取得日は、昭和29年4月10日、資格喪失日は、申立人の勤務実態が認められる同年6月11日の翌日の同年6月12日であることが

認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和29年3月から同年4月9日までの期間及び同年6月13日から同年11月までの期間については、A社は既に解散している上、当時の事業主は他界していることから、申立人が同社に勤務していたことを確認できない。

また、当該期間に記録が確認できる複数の同僚に確認したところ、申立人が当該期間にA社に勤務していたとする証言は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、当該期間のうち、昭和29年6月27日から同年11月までの期間においては、A社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

このほかに、申立人の申立期間①のうち、昭和29年3月から同年4月9日までの期間及び同年6月13日から同年11月までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、C社の役員は、「申立期間当時には事業は行っていなかった。」と回答している上、オンライン記録により、同社の厚生年金保険の新規適用日は、昭和48年9月18日であることが確認でき、当該期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

このほかに、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③に係る申立て（当初は昭和54年4月から60年1月までの期間のうち、約2年の期間）については、E社（申立当時は、F社）に勤務していたと主張していたところ、同社から提出された「ザッキュウシハライリスト（給与明細書）」により、申立人が58年から60年6月まで同社において勤務していたことが認められるものの、上記「ザッキュウシハライリスト（給与明細書）」により、同社における当該期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる上、同社は、「申立人はパートタイマー扱いであったために社会保険には加入させていなかった。」と証言していることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づ

く平成21年1月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間③に係る2回目の申立てについては、「G社に勤務し、コンクリートの鋼型枠やブロック、レンガの型枠を製造していた。」と主張し、申立事業所をG社に、申立期間を昭和54年4月から57年4月までに変更した上で、再度申立てを行っているものの、同社は当該期間当時、適用事業所であったことが確認できないこと、及び同社の元事業主は、「申立人を臨時工として採用したが、本人の希望ですぐに退職したことを覚えている。G社は個人事業所として始め、法人化して厚生年金保険の適用事業所になったのが昭和63年8月1日なので、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答していることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成22年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「D社から派遣されて、E社に勤務していたので被保険者として認めてほしい。」と主張し、申立事業所をE社に、申立期間を昭和54年4月から60年1月までに変更した上で、再度申立てを行っている。

しかし、申立人から新たな資料の提出は無く、前々回の調査において、E社が給与から厚生年金保険料を控除していなかったことが判明している上、今回、D社に確認したところ、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないことから、当該主張のみでは、年金記録確認愛知地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私がA社からB市にある同社C営業所に異動した際の厚生年金保険被保険者記録に被保険者でない期間があり、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の同僚の回答から、申立人は、同社に継続して勤務し（同社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上述の同僚は、「申立人と同日にA社からB市にある同社のC営業所に異動した。」と回答しているところ、当該同僚から提出された家計簿には、昭和52年5月の欄に「B」と記載があることから、A社における資格喪失日を同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年3月の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失

日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険の資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は22年2月5日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から22年2月5日まで

私は、A社に昭和20年4月1日に入社し、同社の船に乗り勤務していたが、申立期間の年金記録が無い。申立期間について、船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳から、昭和22年2月5日に同社で船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、被保険者資格取得日の記載が確認できないことから、申立人の同社における船員保険被保険者記録は適切に管理されていたとは言い難い。

また、申立人は、「昭和20年4月1日にA社に入社した。」と主張しているところ、A社から提出された人事カードにより、申立人の同社での乗船日は、申立人の主張どおりの昭和20年4月1日であることが確認できることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険の資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は22年2月5日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B営業所）における資格取得日に係る記録を昭和44年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私がA社C支社から同社B営業所に異動した際の厚生年金保険被保険者記録に被保険者でない期間があり、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された個人台帳及び従業員履歴台帳により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社C支社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記個人台帳及び従業員履歴台帳により、申立期間において、申立人はA社B営業所に勤務していたことが確認できることから、同社における資格取得日を昭和44年3月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年4月の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和44年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年3月から同年10月までは22万円、同年12月から15年3月までは24万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成14年11月、15年4月及び同年8月から同年10月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14年11月は24万円、15年4月及び同年8月から同年10月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年3月から15年10月まで
② 平成15年6月30日

申立期間①について、A社から実際に受け取った給与は20万円から30万円だったが、標準報酬月額の記録が低い。

申立期間②について、賞与を支給されたが記録が無い。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成14年3月から同年10月までの期間、同年12月から15年3月までの期間及び同年5月から同年7月までの期間について、

申立人から提出された給与明細書及び平成 15 年分給与所得の源泉徴収票（以下「給与明細書等」という。）により、申立人は、当該期間において、24 万円から 36 万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、22 万円から 30 万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確認できる給与額又は保険料控除額から、平成 14 年 3 月から同年 10 月までは 22 万円、同年 12 月から 15 年 3 月までは 24 万円、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 30 万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成 14 年 11 月、15 年 4 月及び同年 8 月から同年 10 月までの期間について、給与明細書等により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（14 年 11 月は 24 万円、15 年 4 月及び同年 8 月から同年 10 月までの期間は 30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、当時の事業主は、資料が無いため不明と回答しているが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書及び平成 15 年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、資料が無いため不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月

A社B営業所に入社してすぐに賞与をもらった記憶があるが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「平成18年7月7日支給の賞与は、同年4月30日に在籍している社員を対象に支給しており、同年7月1日に入社した申立人に賞与は支給していない。申立人には同時期に寸志を支給しており、課税のため同年7月の給与に計上して処理したが、厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答しているところ、同社から提出された申立人に係る平成18年7月の給与明細に厚生年金保険料の控除は無く、支給明細欄に「給与仮払」として寸志相当額が記載され、引去明細欄に「給与仮出」として同額が控除されていることと符合する。

このほか、申立期間において、申立てどおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。